

# 2026年度日本政府（文部科学省）奨学金留学生募集要項

## 日本語・日本文化研修留学生【和歌山大学推薦】

日本政府文部科学省は、所定の日本の大学において1年間、日本語能力及び日本事情、日本文化の理解の向上のための教育を受ける外国人留学生（日本語・日本文化研修留学生）を下記のとおり募集する。

### 記

#### 1. 応募者の資格及び条件

##### (1) 対象

和歌山大学において、日本語能力及び日本事情・日本文化の理解の向上のための教育を受けるために、新たに外国から留学する者。なお和歌山大学から文部科学省へ推薦しても、文部科学省における最終選考で採用されない可能性があるため留意すること。

##### (2) 国籍

日本政府と国交のある国の国籍を有すること。申請時に日本国籍を有する者は原則として募集の対象とならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、渡日時（受入大学における学籍等発生時）までに外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。

##### (3) 年齢

1996年4月2日から2008年4月1日までの間に出生した者。例外は国籍国の制度・事情（兵役義務・戦乱による教育機会の喪失等）により資格年齢時に応募できなかった者と文部科学省が判断した場合に限られる。個人的事情（経済状況、家族の事情、健康状態、大学又は勤務先の都合等）は一切認めない。

##### (4) 学歴

以下の①～③のすべての条件を満たす者とする。

- ① 渡日及び帰国時点で外国（日本国以外）の大学の学部在籍している者。
- ② 日本語・日本文化に関する分野を主専攻として専攻している者。なお、日本語・日本文化に関する分野以外を主専攻とする者で、学習の一環として日本の諸事情（工学・経済・農学・建築・美術等）を学習する者は対象としない。
- ③ 2026年9月1日現在において、大学での日本語・日本文化学習期間が通算1年以上の者。（別の大学での日本語・日本文化学習歴を合わせて日本語・日本文化学習期間が通算1年を満たす者は、必ず、日本語・日本文化学習期間が1年以上であることを証明できる書類（別の大学で履修した成績証明書等）を提出すること）

## (5) 日本語能力

JLPT N2以上またはJ-TEST準B級（700点）以上に合格している者。

## (6) 健康

日本留学について心身ともに支障がない者。

## (7) 渡日時期

原則として、研修コースの始まる2週間前からコース開始日までのうち、和歌山大学の指定する期日（9月下旬）に渡日可能な者。自己の都合により、所定の期間外に渡日した場合は、渡日旅費を支給しない。また、やむを得ない事情があると文部科学省が判断した場合を除き、文部科学省又は和歌山大学の指定する期間最終日までに渡日できない場合は採用を辞退すること。なお、和歌山大学での研修期間は2026年10月～2027年9月であるため、在籍大学への復学が2027年9月中旬以降になるので、十分に留意しておくこと。

## (8) 査証取得

渡日前に原則として国籍国所在の在外公館で「留学」の査証を新規取得し、新規取得した「留学」の在留資格で入国すること。そのため、既に他の在留資格（「永住者」「定住者」等）を有している場合であっても「留学」の査証を新規取得し、渡日する必要がある。なお、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性があることを理解すること。新規に「留学」の査証を取得せずに渡日した場合は、奨学金の支給停止となるので注意すること。

なお、国によっては、日本政府として入国前結核スクリーニングが実施されるため、査証取得の際には必ず国籍国所在の在外公館の指示に従うこと。

## (9) 対象外

次に掲げる事項の一つでも該当する者については対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。

- ① 渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。
- ② 文部科学省又は和歌山大学の指定する期間最終日までに渡日できない者。
- ③ 過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生であった者（渡日後辞退者を含む）。  
なお、文部科学省外国人留学生学習奨励費（留学生受入れ促進プログラム（Monbukagakusho Honors Scholarship for Privately-Financed International Students））は日本政府（文部科学省）奨学金に含まれない。
- ④ 日本政府（文部科学省）奨学金制度による他の2026年度奨学金支給開始のプログラム（含む大使館推薦日本語・日本文化研修留学生）との重複申請をしている者。
- ⑤ 申請時に日本に滞在している者。

- ⑥ 奨学金支給期間開始後に日本政府及び日本政府関係機関の拠出の奨学金・フェローシップ等の受給を予定している者。(2025年度より、日本政府及び日本政府関係機関の拠出の奨学金・フェローシップ等を除き原則として他奨学金との併給可。)
- ⑦ 申請時に二重国籍者で、渡日時（和歌山大学における学籍等発生時）までに日本国籍を離脱したことを証明できない者。
- ⑧ 日本入国後、在留資格を「留学」以外に変更した者。

#### (10) 奨学金支給期間終了後の帰国・復学

奨学金支給期間終了月内に帰国し、渡日時時点で在籍していた和歌山大学の協定大学（日本国以外）の大学の学部で復学の上、引き続き日本語・日本文化の学習を続けることが確実な者。ただし、復学後もダブル・ディグリー・プログラム、ジョイント・ディグリー・プログラムへの参加等の手段により日本国内において学修を続けることが可能である場合には必ずしも帰国を要しない。 (この帰国・復学の両条件が履行されなかった場合は、支給開始時に遡及して奨学金の全額返納を命じることがあるため、終了後に帰国・復学することが確実でない者は推薦しないこと。)

#### (11) その他

日本留学中、日本の国際化に資する人材として、広く地域の学校や地域の活動に参加することで、自国と日本との相互理解に貢献するとともに、修了後も留学した大学と緊密な連携を保ち、修了後のアンケート調査等にも積極的に協力する他、帰国後は在外公館等が実施する各事業に協力すること等で、自国と日本との架け橋となる意思のある者。

### 2. 奨学金支給期間

2026年10月（又は研修コース開始月）から1年以内で、各大学の研修コース修了に必要な期間。

### 3. 奨学金等

#### (1) 奨学金

渡日後、月額117,000円を支給する。特定の地域において修学・研究する者には、月額2,000円又は3,000円を月額単価に加算する。なお、日本政府の予算の状況により各年度で金額は変更される場合がある。大学を休学又は長期に欠席した場合、その期間の奨学金は支給されない。

#### (2) 旅費

##### ① 渡日旅費

文部科学省は、原則として、旅行日程及び経路を指定して航空券を交付する。航空券は、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から受入大学が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券とする。交付後の変更は認めない。

なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。また、(a)国籍国に日本の在外公館が所在していない場合及び、国籍国に所在する日本の在外公館が一時閉館している等の理由により、査証申請のため第三国へ立ち寄り渡日する者又は(b)国籍国から日本への直行便がない者については、立ち寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とし、国籍国から立ち寄り国までの航空券並びに立ち寄り国から受入大学が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券のみを文部科学省が交付する。「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された「現住所」とするが、渡日前に国籍国内で転居する場合は、申請書「渡日前住所」欄に記載された住所を「居住地」として認め、最寄りの国際空港からの航空券を手配する。なお、査証申請のための第三国立ち寄り等を除き、自己都合により国籍国外から渡日する場合は航空券を交付しない。また、自己の都合により上記「1.（7）渡日時期」に定める所定の期間外に渡日する場合は、渡日旅費を支給しない。

## ② 帰国旅費

文部科学省は、原則として研修コースを修了し、上記「2. 奨学金支給期間」に定める奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生に対し、本人の申請に基づき航空券を交付する。航空券は、受入大学が通常の経路として使用する国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券を交付する。交付後の変更は認めない。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。なお、自己都合及び下記「4. 奨学金支給停止事項」の事由により奨学金支給期間終了月前に帰国する場合は帰国旅費を支給しない。

また、奨学金支給期間終了月内に帰国せず、又は同月内に帰国しても渡日時点で在籍していた外国の大学の学部へ復学しない場合、帰国旅費は支給しない。

適切な在留資格を得ることを前提に、復学後もダブル・ディグリー・プログラム、ジョイント・ディグリー・プログラムへの参加等の手段により日本国内において学修を続けることが可能である場合には必ずしも帰国を要しないこととしているが、その場合は帰国旅費を支給しない。

## 4. 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、それまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられたとき。

- ④ 大学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 申請時に既に在留資格「留学」で日本の大学等に在籍している者及び自国における本奨学金への申請時から奨学金支給期間開始前に私費外国人留学生として日本の大学等に在籍、又は在籍予定の者。ただし、日本の大学等に在籍又は在籍予定の私費外国人留学生であっても、奨学金支給期間開始前に修了し帰国することが申請時において確実で、在留資格「留学」を新規取得し渡日する者はこの限りではない。
- ⑥ 大学において学業成績不良や停学、休学等により受入大学の研修コースを奨学金支給期間終了月までに修了することが不可能であることが確定したとき。
- ⑦ 「留学」の在留資格を新たに取得せずに渡日したとき又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑧ 本奨学金との併給が認められていない奨学金(日本政府及び日本政府関係機関抛出の奨学金・フェローシップ等)の支給を受けたとき。
- ⑨ 奨学金支給期間終了月内で帰国し、渡日時点で在籍していた外国(日本国以外)の大学の学部に復学しなかったとき。(適切な在留資格を得ることを前提に、復学後もダブル・ディグリー・プログラム、ジョイント・ディグリー・プログラムへの参加等の手段により日本国内において学習を続ける場合は除く)

## 5. 推薦手続き及び選考

和歌山大学長から推薦された者のうち、文部科学省の選考委員会の審査により採用候補者を決定し、これに基づき文部科学省は、奨学金支給対象者及び支給期間を決定する。和歌山大学長から推薦された者が必ず国費外国人留学生として採用されるものではない。

## 6. 申請書類

申請者は、下記の書類を、和歌山大学国際交流課 ([kokusai@ml.wakayama-u.ac.jp](mailto:kokusai@ml.wakayama-u.ac.jp)) に 2026年4月9日(木)までにメールにて提出する。

提出された書類は一切返却しない。締切厳守。

- ① 申請書
  - ※2026年度版様式を使用すること
- ② 在籍大学の学業成績証明書(注2)
  - ※在籍年次まで全学年のもの
- ③ 在籍大学の在学証明書(注3)
- ④ 在学大学の長又は指導教員の推薦状(和歌山大学長宛のもの)(注3)
  - ※日本語以外で作成する場合は日本語の訳文を添付すること。
- ⑤ 日本語能力資格証明書またはJ-TEST成績証明書の写し

⑥ パスポートのコピー

※パスポート未取得の場合は、⑦の提出が必要。

⑦ 戸籍抄本又は市民籍等証明書

※パスポートがない場合のみ提出が必要。

⑧ 健康状態等確認書（注4）

（注1）全ての書類は日本語又は英語により作成するか、書類が他の言語の場合は日本語による訳文を必ず添付すること。

（注2）日本語・日本文化に関する科目箇所が分かるようにマーカーなどで印を付けること。

（注3）当プログラムはプログラム終了後の帰国・復学が条件とされているので在籍大学の長又は指導教員と帰国後の計画を申請段階から協議すること。

（注4）健康状態等確認書提出後、健康状態に変化（ライフプランに関わる重大な変化を含む）が生じた場合、和歌山大学や日本の医療機関の受入体制に関わることから、速やかに和歌山大学に情報共有をすること。

## 7. 不可抗力

不可抗力により、採用通知の前後いかなる時点でも、渡日日程が変更されること、奨学金が取り消されること又は本募集要項に記載した内容が変更されることがある。

なお、不可抗力とは、文部科学省又は外務省（在外公館を含む）の合理的な支配の及ばない事由であり、天災、政府（地方政府を含む。以下この項において同じ）若しくは政府機関の行為（感染症に関する日本政府又は各国政府の出入国制限、渡航制限などの水際対策を含む）、法律、規制若しくは命令の遵守、火災、暴風雨、洪水若しくは地震、戦争（宣戦布告の有無を問わない）、反乱、革命若しくは暴動又はストライキ若しくはロックアウトを含むが、これらに限定されない。

## 8. 注意事項

（1）渡日に先立ち日本語を学習し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国の法制度の違い、大学の状況等について、あらかじめ承知しておくこと。

（2）日本語・日本文化研修留学生のプログラムは学位取得を目的とするものではないため、研修コースの途中、または修了直後に日本政府（文部科学省）奨学金留学生として、大学の学部、大学院の修士課程・博士課程に入学することはできない。

（3）渡日後、奨学金を受給するまでに1か月～1か月半程度必要なため、当座の生活資金として、さしあたり必要となる費用を最低 2,000 米ドル程度用意することが望ましい。

（4）奨学金は渡日後に各自が開設するゆうちょ銀行口座に振り込まれる。同口座以外の

口座への奨学金の振込は行わない。

(5) 渡日後、自己負担で国民健康保険に必ず加入すること。

(6) 渡日後、マイナンバーカードを取得することが望ましい。

(7) 奨学金支給対象者として決定された者であっても、本国の事情により、出国が不可能となることがある。また、指定された期間の最終日にまでに渡日できない場合は採用を辞退すること。

(8) 奨学金支給対象者として採用された場合、採用者に関する情報（氏名、性別、生年月日、国籍、受入大学・研究科・学部、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先（住所、電話番号、E-mailアドレス））を、日本政府の実施する留学生事業（留学中の支援、留学終了者のフォローアップ、留学生制度の改善）に利用する目的で、関係行政機関と共有する。

また、採用者に関する情報（生年月日及び連絡先を除く）は、日本政府が作成する外国人留学生の受入れ促進に向けた広報資料等において、特に世界各国で活躍している元国費外国人留学生を紹介するために公表する場合がある。

国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において、本取扱についての承諾を求める。

(9) 健康診断書の取得等により、結核等の感染症に罹患していることが判明した場合は、渡日時期までに必ず治療しておくこと。渡日時期までに完治していない場合、渡日は認めない。

(10) この募集要項に定めるもののほか、国費外国人留学生制度の実施に必要な事項は、日本政府が別に定める。